

# 介護保険サービスの種類 ①

## 要介護1~5、要支援1・2、事業対象者の人が利用できるサービスの一覧

介護保険サービスには次のようなものがあります。本人の心身の状況などに合ったサービスを選択してください。

	事業対象者	要支援1	要支援2	要介護1~5	掲載ページ
訪問してもらいたい	訪問介護(ホームヘルプ)	—	—	○	▶26ページ
	介護予防訪問サービス(ホームヘルプ)(※2)	○	○	—	▶26ページ
	生活支援訪問サービス(ホームヘルプ)(※2)	○	○	—	▶26ページ
	訪問入浴介護	—	○	○	▶26ページ
	夜間対応型訪問介護(※1)	—	—	○	▶26ページ
	訪問看護	—	○	○	▶27ページ
	訪問リハビリテーション	—	○	○	▶27ページ
	居宅療養管理指導	—	○	○	▶27ページ
在宅で利用したい	定期巡回・随時対応型訪問介護看護(※1)	—	—	○	▶27ページ
	通所介護(デイサービス)	—	—	○	▶28ページ
	地域密着型通所介護(デイサービス)(※1)	—	—	○	▶28ページ
	介護予防通所サービス(デイサービス)(※2)	○	○	—	▶28ページ
	通所リハビリテーション(デイケア)	—	○	○	▶28ページ
短期間入所したい	認知症対応型通所介護(※1)	—	○	○	▶29ページ
	短期入所生活介護(福祉系ショートステイ)	—	○	○	▶29ページ
在宅の生活環境を整えたい	短期入所療養介護(医療系ショートステイ)	—	○	○	▶29ページ
	福祉用具貸与	—	○	○	▶30ページ
	福祉用具購入費の支給	—	○	○	▶30ページ
複数のサービスを組み合わせたい	住宅改修費の支給	—	○	○	▶31ページ
	小規模多機能型居宅介護(※1)	—	○	○	▶32ページ
	看護小規模多機能型居宅介護(※1)	—	—	○	▶32ページ
入居したい	地域密着型特定施設入居者生活介護(※1)	—	—	○	▶33ページ
	特定施設入居者生活介護	—	○	○	▶33ページ
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(※1)	—	—	○	▶33ページ
施設へ入所したい	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護(※1)	—	—	○(※3)	▶34ページ
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	—	—	○(※3)	▶34ページ
	介護老人保健施設	—	—	○	▶35ページ
	介護医療院	—	—	○	▶35ページ
	介護療養型医療施設	—	—	○	▶35ページ

(※1)は地域密着型サービスのため、原則として浜松市外の事業所は利用できません。  
 (※2)は地域支援事業のため、原則として浜松市外の事業所は利用できません。  
 (※3)新たに入所する人は原則要介護3以上の人になります。ただし要介護1・2の人であってもやむを得ない事情がある場合には、特例的に入所することができます。

## 事業者と契約する際には、次のような点を確認しましょう

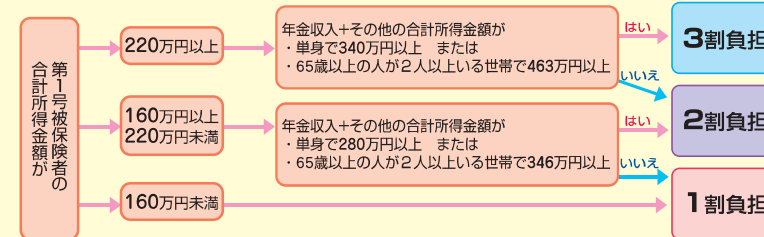
●サービスの内容	利用者の状況にあったサービス内容や回数となっている
●契約期間	在宅サービスを利用する場合、要介護認定の有効期間に合わせた契約期間となっている
●利用者負担金	利用者負担金、食費、居住費(滞在費)の額、日常生活費の要否などの内容が明記されている
●利用者からの解約	利用者からの解約が認められる場合とその手続きが明記されている
●損害賠償	サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が明記されている
●秘密保持	利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報保持されている

◎ほかにも気になることがあれば、契約の際に事業者を確認しましょう

## サービス費用は利用者負担割合で変わります。

一定以上の所得がある人は、介護サービスの利用者負担が2割または3割になります。

### ■自己負担割合の判定基準



※40~64歳の人は、所得にかかわらず1割負担です。

### ■介護保険負担割合証

以下の人に、利用者負担割合が記載された「介護保険負担割合証」が交付されます。年ごとの収入状況により負担割合が決まるため、この割合証は毎年8月に更新されます。

- 交付対象：要介護・要支援認定者、事業対象者
- 有効期間：毎年8月1日から翌年7月31日(初めて認定を受けた人は申請日から7月31日、初めて事業対象者となった人は登録日から7月31日)

※ 介護サービス利用時に、介護保険証と一緒に事業所へ提示してください。

# 介護保険サービスの種類 ②

※1割負担の場合のみです。ただし、所得金額等で一定の条件を満たす方は利用者負担割合が2割～3割になります。(めやすの金額が2倍又は3倍になります)

## 在宅で利用するサービス

### (1) 訪問を受けて利用する

要介護1～5の人	要支援1・2の人、事業対象者
<p>○訪問介護 (ホームヘルプ)</p> <p>ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、食事・排せつ・入浴などの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助が受けられます。また、要介護1～5の人は、通院などを目的とした乗降介助も利用できます。</p> <p>利用者負担のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス費用の1割(1回につき)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>身体介護 (20分以上30分未満の場合)……255円</li> <li>生活援助 (20分以上45分未満の場合)……186円</li> <li>通院のための乗降の介助 ……100円</li> </ul> </li> <li>※移送にかかる費用は別途負担が必要です</li> </ul> 	<p>○介護予防 訪問サービス</p> <p>利用者負担のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス費用の1割(1か月につき)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>週1回程度の利用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>要支援1・2-事業対象者 ……1,197円</li> <li>週2回程度の利用                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>要支援1・2-事業対象者 ……2,392円</li> <li>週2回程度を超える利用   <ul style="list-style-type: none"> <li>要支援2のみ ……3,793円</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>「介護予防訪問サービス」は地域支援事業のため、浜松市外の事業所は利用できません。</p> <p>○生活支援 訪問サービス</p> <p>訪問サービス従業者に自宅を訪問してもらい、調理・洗濯などの生活支援が受けられます。</p> <p>利用者負担のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス費用の1割(1か月につき)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>週1回程度の利用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>要支援1・2-事業対象者 ……958円</li> <li>週2回程度の利用                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>要支援1・2-事業対象者 ……1,914円</li> <li>週2回程度を超える利用   <ul style="list-style-type: none"> <li>要支援2のみ ……3,035円</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>「生活支援訪問サービス」は地域支援事業のため、浜松市外の事業所は利用できません。</p>
要介護1～5の人	要支援1・2の人
<p>○訪問入浴介護</p> <p>看護職員と介護職員に移動入浴車などで自宅を訪問してもらい、浴槽の提供を受けて入浴介護が受けられます。</p> <p>利用者負担のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス費用の1割(1回につき) ……1,283円</li> </ul>	<p>○介護予防 訪問入浴介護</p> <p>利用者負担のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス費用の1割(1回につき) ……867円</li> </ul>
<p>○夜間対応型訪問介護</p> <p>定期巡回または通報による夜間専用の訪問介護が受けられます。</p> <p>利用者負担のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス費用の1割                     <ul style="list-style-type: none"> <li>基本費用(1か月につき) ……1,035円</li> <li>定期巡回サービス(1回) ……387円</li> <li>随時訪問サービス(1回) ……591円</li> </ul> </li> </ul> <p>※「夜間対応型訪問介護」は地域密着型サービスのため、浜松市外の事業所は利用できません。                  ※「夜間対応型訪問介護」は令和2年4月現在浜松市内に事業所はありません。</p>	<p>※要支援1・2の人は利用できません</p>

要介護1～5の人	要支援1・2の人
<p>○訪問看護</p> <p>訪問看護ステーションなどの看護師などに自宅を訪問してもらい、療養上の世話や必要な診療の補助が受けられます。</p> <p>利用者負担のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス費用の1割(1回につき)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問看護ステーションからの場合 (30分未満の場合) ……479円</li> <li>病院または診療所からの場合 (30分未満の場合) ……406円</li> </ul> </li> </ul>	<p>○介護予防 訪問看護</p> <p>利用者負担のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス費用の1割(1回につき)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問看護ステーションからの場合 (30分未満の場合) ……459円</li> <li>病院または診療所からの場合 (30分未満の場合) ……388円</li> </ul> </li> </ul>
<p>○訪問リハビリテーション</p> <p>介護老人保健施設や医療施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士に自宅を訪問してもらい、心身の機能の維持回復のためのリハビリテーションが受けられます。</p> <p>利用者負担のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス費用の1割(1回につき) ……297円</li> <li>※20分間リハビリテーションを行った場合</li> </ul>	<p>○介護予防 訪問リハビリテーション</p> <p>利用者負担のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス費用の1割(1回につき) ……297円</li> <li>※20分間リハビリテーションを行った場合</li> </ul>
<p>○居宅療養管理指導</p> <p>通院が困難な人が、医師・歯科医師・薬剤師などに自宅を訪問してもらい、療養上の指導が受けられます。</p> <p>利用者負担のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス費用の1割(1回につき)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>医師または歯科医師による指導の場合(1ヶ月に2回まで) ……509円</li> <li>薬局の薬剤師による指導の場合(1ヶ月に4回まで) ……509円</li> </ul> </li> </ul>	<p>○介護予防 居宅療養管理指導</p> <p>利用者負担のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス費用の1割(1回につき)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>医師または歯科医師による指導の場合(1ヶ月に2回まで) ……509円</li> <li>薬局の薬剤師による指導の場合(1ヶ月に4回まで) ……509円</li> </ul> </li> </ul>
<p>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報によりホームヘルパーなどに自宅を訪問してもらい、入浴・排せつ・食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応などが受けられます。</p> <p>利用者負担のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス費用の1割(1か月につき)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>要介護1 ……8,461円</li> <li>要介護2 ……13,218円</li> <li>要介護3 ……20,177円</li> <li>要介護4 ……24,873円</li> <li>要介護5 ……30,132円</li> </ul> </li> <li>※一体型・訪問看護サービスを行う場合</li> </ul> <p>※「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は地域密着型サービスのため、浜松市外の事業所は利用できません。</p>	<p>※要支援1・2の人は利用できません</p>

# 介護保険サービスの種類 ③

## (2) 通所して利用する

要介護1～5の人	要支援1・2の人、事業対象者
<p>○通所介護(デイサービス) ○地域密着型通所介護</p> <p>デイサービスセンターなどに通い、入浴や排せつ、食事などの介護や、機能訓練などが受けられます。</p> <p>○通所介護 利用者負担のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス費用の1割(1日につき)</li> <li>要介護1 …… 657円</li> <li>要介護2 …… 776円</li> <li>要介護3 …… 900円</li> <li>要介護4 …… 1,023円</li> <li>要介護5 …… 1,146円</li> </ul> <p>※通常規模の事業所で7時間以上8時間未満の場合</p> <p>○地域密着型通所介護 利用者負担のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス費用の1割(1日につき)</li> <li>要介護1 …… 750円</li> <li>要介護2 …… 886円</li> <li>要介護3 …… 1,027円</li> <li>要介護4 …… 1,167円</li> <li>要介護5 …… 1,306円</li> </ul> <p>※7時間以上8時間未満の場合 ※「地域密着型通所介護」は地域密着型サービスのため、浜松市外の事業所は利用できません。</p>	<p>○介護予防 通所サービス</p> <p>利用者負担のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス費用の1割(1か月につき)</li> <li>要支援1、事業対象者 …… 1,679円</li> <li>要支援2(週1回程度の利用) …… 1,679円</li> <li>要支援2(週1回程度を超える利用) …… 3,441円</li> </ul> <p>※「介護予防通所サービス」は地域支援事業のため、浜松市外の事業所は利用できません。</p>
要介護1～5の人	要支援1・2の人
<p>○通所リハビリテーション(デイケア)</p> <p>介護老人保健施設や医療施設などに通い、入浴や排せつ、食事などの介護や、心身の機能の維持回復のためのリハビリテーションが受けられます。</p> <p>利用者負担のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス費用の1割(1日につき)</li> <li>要介護1 …… 682円</li> <li>要介護2 …… 815円</li> <li>要介護3 …… 945円</li> <li>要介護4 …… 1,100円</li> <li>要介護5 …… 1,252円</li> </ul> <p>※通常規模の事業所で6時間以上7時間未満の場合</p>	<p>○介護予防 通所リハビリテーション</p> <p>利用者負担のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス費用の1割(1か月につき)</li> <li>要支援1 …… 1,751円</li> <li>要支援2 …… 3,696円</li> </ul>

要介護1～5の人	要支援1・2の人
<p>○認知症対応型通所介護</p> <p>認知症の人が、デイサービスセンターなどに通い、入浴や排せつ、食事などの介護や、機能訓練などが受けられます。</p> <p>利用者負担のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス費用の1割(1日につき)</li> <li>要介護1 …… 1,006円</li> <li>要介護2 …… 1,116円</li> <li>要介護3 …… 1,225円</li> <li>要介護4 …… 1,335円</li> <li>要介護5 …… 1,445円</li> </ul> <p>※単独型の事業所で7時間以上8時間未満の場合</p>	<p>○介護予防 認知症対応型通所介護</p> <p>利用者負担のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス費用の1割(1日につき)</li> <li>要支援1 …… 871円</li> <li>要支援2 …… 973円</li> </ul> <p>※単独型の事業所で7時間以上8時間未満の場合</p>

※「(介護予防)認知症対応型通所介護」は地域密着型サービスのため、浜松市外の事業所は利用できません。

## (3) 短期間入所する

要介護1～5の人	要支援1・2の人
<p>○短期入所生活介護(福祉系ショートステイ)</p> <p>介護老人福祉施設などに短期間入所して、入浴や排せつ、食事などの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。</p> <p>利用者負担のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス費用の1割(1日につき)</li> <li>要介護1 …… 696円</li> <li>要介護2 …… 764円</li> <li>要介護3 …… 838円</li> <li>要介護4 …… 908円</li> <li>要介護5 …… 976円</li> </ul> <p>※介護老人福祉施設に併設するユニット型の事業所の場合</p>	<p>○介護予防 短期入所生活介護</p> <p>利用者負担のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス費用の1割(1日につき)</li> <li>要支援1 …… 523円</li> <li>要支援2 …… 649円</li> </ul> <p>※介護老人福祉施設に併設するユニット型の事業所の場合</p>
<p>○短期入所療養介護(医療系ショートステイ)</p> <p>介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的管理のもとでの介護や機能訓練などが受けられます。</p> <p>利用者負担のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス費用の1割(1日につき)</li> <li>要介護1 …… 847円</li> <li>要介護2 …… 893円</li> <li>要介護3 …… 956円</li> <li>要介護4 …… 1,009円</li> <li>要介護5 …… 1,061円</li> </ul> <p>※ユニット型の事業所の場合</p>	<p>○介護予防 短期入所療養介護</p> <p>利用者負担のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス費用の1割(1日につき)</li> <li>要支援1 …… 632円</li> <li>要支援2 …… 792円</li> </ul> <p>※ユニット型の事業所の場合</p>

サービスの種類 ③

通所して利用する / 短期間入所する

# 介護保険サービスの種類 ④

## 在宅の生活を支える

要介護1～5の人	要支援1・2の人
<p><b>○福祉用具貸与</b></p> <p>自立した日常生活が営めるように、利用者の心身の状況や環境に応じた福祉用具の貸与が受けられます。</p> <p>要介護1～5の人、要支援1・2の人が対象のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●手すり(工事を伴わないもの)</li> <li>●スロープ(工事を伴わないもの)</li> <li>●歩行者</li> <li>●歩行補助つえ</li> </ul> <p>原則として、要介護2～5の人が対象のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●車いす(付属品を含む)</li> <li>●特殊寝台(付属品を含む)</li> <li>●床ずれ防止用具</li> <li>●体位変換器</li> <li>●認知症老人徘徊感知器</li> <li>●移動用リフト(つり具を除く)</li> </ul> <p>原則として、要介護4～5の人が対象のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自動排せつ処理装置</li> </ul> <p>利用者負担のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●実際に貸与された物に応じた費用の1割、2割または3割</li> </ul>	<p><b>○介護予防 福祉用具貸与</b></p> <p>自立した日常生活が営めるように、利用者の心身の状況や環境に応じた福祉用具の貸与が受けられます。</p> <p>要介護1～5の人、要支援1・2の人が対象のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●手すり(工事を伴わないもの)</li> <li>●スロープ(工事を伴わないもの)</li> <li>●歩行者</li> <li>●歩行補助つえ</li> </ul> <p>原則として、要介護2～5の人が対象のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●車いす(付属品を含む)</li> <li>●特殊寝台(付属品を含む)</li> <li>●床ずれ防止用具</li> <li>●体位変換器</li> <li>●認知症老人徘徊感知器</li> <li>●移動用リフト(つり具を除く)</li> </ul> <p>原則として、要介護4～5の人が対象のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自動排せつ処理装置</li> </ul> <p>利用者負担のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●実際に貸与された物に応じた費用の1割、2割または3割</li> </ul>
<p><b>○福祉用具購入費の支給</b></p> <p>自立した日常生活が営めるように、利用者の心身の状況や環境に応じた福祉用具を購入する場合に、申請により購入した費用の一部が支給されます。</p> <p>対象となるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●腰掛便座</li> <li>●入浴補助用具</li> <li>●自動排せつ処理装置の交換可能部品</li> <li>●簡易浴槽</li> <li>●移動用リフトのつり具</li> </ul> <p>■福祉用具購入費が支給されるまでの手続き■</p> <p>指定を受けた事業者で福祉用具を購入します</p> <p>↓</p> <p>市の窓口で申請します (担当窓口や持ち物については、52ページをご覧ください)</p> <p>↓</p> <p>市から費用(年度で10万円を上限)の9割分、8割分または7割分が支給されます</p>	<p><b>○介護予防福祉用具購入費の支給</b></p> <p>自立した日常生活が営めるように、利用者の心身の状況や環境に応じた福祉用具を購入する場合に、申請により購入した費用の一部が支給されます。</p> <p>対象となるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●腰掛便座</li> <li>●入浴補助用具</li> <li>●自動排せつ処理装置の交換可能部品</li> <li>●簡易浴槽</li> <li>●移動用リフトのつり具</li> </ul> <p>■福祉用具購入費が支給されるまでの手続き■</p> <p>指定を受けた事業者で福祉用具を購入します</p> <p>↓</p> <p>市の窓口で申請します (担当窓口や持ち物については、52ページをご覧ください)</p> <p>↓</p> <p>市から費用(年度で10万円を上限)の9割分、8割分または7割分が支給されます</p>

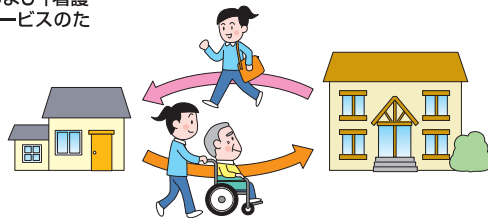
要介護1～5の人	要支援1・2の人
<p><b>○住宅改修費の支給</b></p> <p>手すりの取り付けや段差の解消などの一定の住宅改修を行う場合に、申請により改修した費用の一部が支給されます。</p> <p>対象となる住宅改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●手すりの取り付け</li> <li>●段差の解消</li> <li>●滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</li> <li>●引き戸等への扉の取替え</li> <li>●洋式便器等への便器の取替え</li> </ul> <p>※上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります</p> <p>■住宅改修費が支給されるまでの手続き■</p> <p>担当のケアマネジャーなどと住宅改修について相談します</p> <p>↓</p> <p>市の窓口で事前申請します (担当窓口や持ち物については、52ページをご覧ください)</p> <p>↓</p> <p>市から事前承認通知書を交付します</p> <p>↓</p> <p>住宅改修を実施します</p> <p>↓</p> <p>市の窓口で申請します (担当窓口や持ち物については、52ページをご覧ください)</p> <p>↓</p> <p>市から費用(過去に行った住宅改修と累計して20万円を上限)の9割分、8割分または7割分が支給されます</p> <p>支給の方法は「償還払い制度」か「受領委任払い制度」どちらかを選んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●償還払い(市⇒利用者に支給) 利用者がいったん費用の全額を事業所に支払い、後日、利用者負担分を除いた保険給付分が市から支給されます。</li> <li>●受領委任払い(市⇒事業所に支給) 利用者は、費用の利用者負担分のみを事業所に支払います。保険給付分の受領を利用者が事業所に委任します。</li> </ul>	<p><b>○介護予防 住宅改修費の支給</b></p> <p>手すりの取り付けや段差の解消などの一定の住宅改修を行う場合に、申請により改修した費用の一部が支給されます。</p> <p>対象となる住宅改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●手すりの取り付け</li> <li>●段差の解消</li> <li>●滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</li> <li>●引き戸等への扉の取替え</li> <li>●洋式便器等への便器の取替え</li> </ul> <p>※上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります</p> <p>■住宅改修費が支給されるまでの手続き■</p> <p>担当のケアマネジャーなどと住宅改修について相談します</p> <p>↓</p> <p>市の窓口で事前申請します (担当窓口や持ち物については、52ページをご覧ください)</p> <p>↓</p> <p>市から事前承認通知書を交付します</p> <p>↓</p> <p>住宅改修を実施します</p> <p>↓</p> <p>市の窓口で申請します (担当窓口や持ち物については、52ページをご覧ください)</p> <p>↓</p> <p>市から費用(過去に行った住宅改修と累計して20万円を上限)の9割分、8割分または7割分が支給されます</p> <p>支給の方法は「償還払い制度」か「受領委任払い制度」どちらかを選んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●償還払い(市⇒利用者に支給) 利用者がいったん費用の全額を事業所に支払い、後日、利用者負担分を除いた保険給付分が市から支給されます。</li> <li>●受領委任払い(市⇒事業所に支給) 利用者は、費用の利用者負担分のみを事業所に支払います。保険給付分の受領を利用者が事業所に委任します。</li> </ul>

# 介護保険サービスの種類 ⑤

## 複数のサービスを組み合わせる

要介護1～5の人	要支援1・2の人														
<p>○小規模多機能型居宅介護</p> <p>通いを中心に、利用者の希望などに応じて、随時訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。</p> <p>利用者負担のめやす</p> <p>●サービス費用の1割 (1か月につき)</p> <table border="0"> <tr><td>要介護1</td><td>10,541円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>15,491円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>22,534円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>24,870円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>27,423円</td></tr> </table> <p>食費 滞在費 日常生活費</p>	要介護1	10,541円	要介護2	15,491円	要介護3	22,534円	要介護4	24,870円	要介護5	27,423円	<p>○介護予防 小規模多機能型居宅介護</p> <p>利用者負担のめやす</p> <p>●サービス費用の1割 (1か月につき)</p> <table border="0"> <tr><td>要支援1</td><td>3,477円</td></tr> <tr><td>要支援2</td><td>7,026円</td></tr> </table> <p>食費 滞在費 日常生活費</p>	要支援1	3,477円	要支援2	7,026円
要介護1	10,541円														
要介護2	15,491円														
要介護3	22,534円														
要介護4	24,870円														
要介護5	27,423円														
要支援1	3,477円														
要支援2	7,026円														
<p>○看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせ、自宅や事業所への通所・短期間宿泊で、介護や医療・看護のケアが受けられます。</p> <p>利用者負担のめやす</p> <p>●サービス費用の1割 (1か月につき)</p> <table border="0"> <tr><td>要介護1</td><td>12,612円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>17,647円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>24,807円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>28,136円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>31,825円</td></tr> </table> <p>食費 滞在費 日常生活費</p>	要介護1	12,612円	要介護2	17,647円	要介護3	24,807円	要介護4	28,136円	要介護5	31,825円	<p>※要支援1・2の人は利用できません</p>				
要介護1	12,612円														
要介護2	17,647円														
要介護3	24,807円														
要介護4	28,136円														
要介護5	31,825円														

※「(介護予防)小規模多機能型居宅介護」および「看護小規模多機能型居宅介護」は地域密着型サービスのため、浜松市外の事業所は利用できません。



## 入居して利用するサービス

要介護1～5の人	要支援1・2の人														
<p>○地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>定員が29人以下の介護付き有料老人ホーム等で、入浴・排せつ・食事などの介護や、日常生活上の世話などが受けられます。</p> <p>利用者負担のめやす</p> <p>●サービス費用の1割 (1日につき)</p> <table border="0"> <tr><td>要介護1</td><td>543円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>610円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>680円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>745円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>814円</td></tr> </table> <p>食費 滞在費 日常生活費</p>	要介護1	543円	要介護2	610円	要介護3	680円	要介護4	745円	要介護5	814円	<p>※要支援1・2の人は利用できません</p>				
要介護1	543円														
要介護2	610円														
要介護3	680円														
要介護4	745円														
要介護5	814円														
<p>○特定施設入居者生活介護</p> <p>定員が30人以上の介護付き有料老人ホーム等で、入浴・排せつ・食事などの介護や、日常生活上の世話などが受けられます。</p> <p>利用者負担のめやす</p> <p>●サービス費用の1割 (1日につき)</p> <table border="0"> <tr><td>要介護1</td><td>544円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>611円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>681円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>746円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>816円</td></tr> </table> <p>食費 滞在費 日常生活費</p>	要介護1	544円	要介護2	611円	要介護3	681円	要介護4	746円	要介護5	816円	<p>○介護予防 特定施設入居者生活介護</p> <p>利用者負担のめやす</p> <p>●サービス費用の1割 (1日につき)</p> <table border="0"> <tr><td>要支援1</td><td>184円</td></tr> <tr><td>要支援2</td><td>315円</td></tr> </table> <p>食費 滞在費 日常生活費</p>	要支援1	184円	要支援2	315円
要介護1	544円														
要介護2	611円														
要介護3	681円														
要介護4	746円														
要介護5	816円														
要支援1	184円														
要支援2	315円														
<p>○認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)</p> <p>認知症の人が、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴・排せつ・食事などの介護や機能訓練などが受けられます。</p> <p>利用者負担のめやす</p> <p>●サービス費用の1割 (1日につき)</p> <table border="0"> <tr><td>要介護1</td><td>772円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>809円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>832円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>849円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>866円</td></tr> </table> <p>食材料費 滞在費 日常生活費</p> <p>※1ユニットの事業所の場合</p>	要介護1	772円	要介護2	809円	要介護3	832円	要介護4	849円	要介護5	866円	<p>○介護予防 認知症対応型共同生活介護</p> <p>利用者負担のめやす</p> <p>●サービス費用の1割 (1日につき)</p> <table border="0"> <tr><td>要支援2</td><td>768円</td></tr> </table> <p>食材料費 滞在費 日常生活費</p> <p>※要支援1の人は利用できません ※1ユニットの事業所の場合</p>	要支援2	768円		
要介護1	772円														
要介護2	809円														
要介護3	832円														
要介護4	849円														
要介護5	866円														
要支援2	768円														

※「地域密着型特定施設入居者生活介護」および「(介護予防)認知症対応型共同生活介護」は地域密着型サービスのため、浜松市外の事業所は利用できません。

# 介護保険サービスの種類 ⑥

## 入所して利用するサービス（施設サービス）

### 要介護3～5の人

#### ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）

定員が29人以下の特別養護老人ホームで、常時介護が必要な人（原則要介護3以上）が施設に入所して、入浴・排せつ・食事など介護、機能訓練、健康管理などが受けられます。  
※要介護1・2の人であっても、やむを得ない事情がある場合には、特例的に入所することができます。

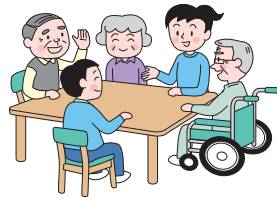
利用者負担のめやす

●サービス費用の1割（1日につき）

	ユニット型個室
要介護1	655円
要介護2	724円
要介護3	798円
要介護4	869円
要介護5	938円

+

食費  
居住費  
日常生活費



※地域密着型サービスのため、浜松市外の事業所は利用できません。

#### ○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

定員が30人以上の特別養護老人ホームで、常時介護が必要な人（原則要介護3以上）が施設に入所して、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練、健康管理などが受けられます。  
※要介護1・2の人であっても、やむを得ない事情がある場合には、特例的に入所することができます。

利用者負担のめやす

●サービス費用の1割（1日につき）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室・個室的多床室
要介護1	567円	567円	647円
要介護2	636円	636円	715円
要介護3	707円	707円	789円
要介護4	776円	776円	858円
要介護5	844円	844円	926円

+

食費  
居住費  
日常生活費

※食費・居住費などの費用は施設によって異なりますので、利用を希望する施設へ直接お問合せください。

- 従来型個室とは** …ユニットを構成しない個室
- 多床室とは** …ユニットを構成しない相部屋
- ユニット型個室とは** …ユニットを構成していて、個室の壁が天井まであり、完全に仕切られている部屋
- ユニット型個室的多床室とは** …ユニットを構成していて、個室の壁が天井までなく、すき間がある部屋

※ユニットとは、共同生活室と、これに近接する少数の個室・療養室などによって一体的に構成される場所のことで。

### 要介護1～5の人

#### ○介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定期にある人が施設に入所して、在宅への復帰をめざして医学的管理のもとでの介護、機能訓練などが受けられます。

※要支援1・2の人は利用できません。

利用者負担のめやす

●サービス費用の1割（1日につき）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室・個室的多床室
要介護1	711円	786円	792円
要介護2	757円	835円	838円
要介護3	820円	897円	901円
要介護4	872円	948円	955円
要介護5	924円	1,003円	1,007円

+

食費  
居住費  
日常生活費

※基本型の場合

#### ○介護医療院

病状が安定期にある長期療養を必要とする人が施設に入所して、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、機能訓練、日常生活上の世話などが受けられます。

※要支援1・2の人は利用できません。

利用者負担のめやす

●サービス費用の1割（1日につき）

	従来型個室		多床室		ユニット型個室・個室的多床室	
	I型	II型	I型	II型	I型	II型
要介護1	708円	663円	820円	773円	837円	836円
要介護2	819円	758円	929円	869円	946円	937円
要介護3	1,056円	967円	1,168円	1,077円	1,185円	1,158円
要介護4	1,157円	1,055円	1,268円	1,167円	1,285円	1,252円
要介護5	1,248円	1,134円	1,359円	1,246円	1,376円	1,337円

+

食費  
居住費  
日常生活費

※I型：主として長期療養が必要な人で、重篤な身体疾患を有する人や身体合併症を有する認知症高齢者等を対象にした病床。  
※II型：I型以外の病床。

#### ○介護療養型医療施設

病状が安定期にある長期療養を必要とする人が施設に入所して、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護等の世話、機能訓練などが受けられます。

※要支援1・2の人は利用できません。

(2024年3月末までに終了予定)

利用者負担のめやす

●サービス費用の1割（1日につき）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室・個室的多床室
要介護1	654円	760円	782円
要介護2	759円	865円	888円
要介護3	987円	1,092円	1,115円
要介護4	1,083円	1,190円	1,212円
要介護5	1,171円	1,276円	1,298円

+

食費  
居住費  
日常生活費